

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進  
を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に  
伴う関係条例の整備に関する条例議定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を下記のとおり定める。

平成 24 年 12 月 5 日 提出

新潟県 妙高市長 入村 明

平成 24 年 12 月 日 議決

新潟県 妙高市議会議長 豊岡 賢二

記

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進  
を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に  
伴う関係条例の整備に関する条例

(妙高市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 妙高市営住宅条例（平成 9 年新井市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 2 章 市営住宅の設置（第 3 条）」を

「第 2 章 市営住宅の設置（第 3 条）」

第 2 章の 2 市営住宅等の整備基準（第 3 条の 2・第 3 条の 3）」<sup>に</sup>

改める。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 市営住宅等の整備基準

（市営住宅の整備基準）

第 3 条の 2 法第 5 条第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める整備基準は、次条に定めるところによる。

第 3 条の 3 市営住宅及び共同施設（以下この条において「市営住宅等」という。）は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように配慮して整備するものとする。

2 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備するものとする。

3 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、市営住宅等及びその敷地の基準は、規則で定める。

第6条第1項第2号アを次のように改める。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則に定める場合 214,000円

第6条第1項第2号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）」に改め、同号ウ中「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改める。

（妙高市都市公園条例の一部改正）

第2条 妙高市都市公園条例（昭和55年新井市条例第14号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 公園の設置及び管理（第2条—第16条）

第2章の2 工作物等の保管の手続等（第16条の2—第16条の6）

第3章 雑則（第17条—第21条）

第4章 罰則（第22条—第25条）

附則

第2章の章名を削る。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 公園の設置及び管理

第2条の次に次の4条を加える。

（市民1人当たりの公園の敷地面積の標準）

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める市民1人当たりの公園の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

（公園の配置及び規模の基準）

第2条の3 法第3条第1項の条例で定める公園の配置及び規模の基準は、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるとおりとする。

（1）主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

（2）主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、1ヘクタールを標準とする。

（3）主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

（4）主として区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園及び主として運動の用に供することを目的とする公園は、容易に利

用することができる配置とし、その敷地面積は、それぞれの利用目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができる敷地面積とする。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする公園等前項各号に掲げる公園以外の公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮することができる配置及び敷地面積とする。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。ただし、公園の周辺に他の公共的な広場、緑地等があり、かつ、当該公園の機能に支障がないと認められるときは、100分の4とすることができることとする。

- 2 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の10を限度として前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該公園の敷地面積の100分の2を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

(特定公園施設の設置基準)

第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項の条例で定める基準は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第115号)で定める基準とする。

第5条第3号中「土地」を「土石の採取その他の土地」に改め、同条第8号中「車馬」を「車両」に改める。

第6条第2号中「都市公園法施行令(昭和31年政令第290号。以下「令」という。)」を「令」に改める。

別表第1に次のように加える。

高柳館の内公園	妙高市高柳一丁目1014番地1
---------	-----------------

(妙高市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第3条 妙高市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例(平成10年新井市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第28条を第29条とし、第27条の次に次の1条を加える。

(技術管理者の資格)

第28条 法第21条第3項の一般廃棄物処理に関する技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者は除く。)であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者  
(妙高市風致地区条例の制定)

第4条 妙高市風致地区条例を次のとおり定める。

妙高市風致地区条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第58条第1項及び風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令(昭和44年政令第317号)第2条の規定に基づき、風致地区(面積が10ヘクタール以上のもので2以上の市町村の区域にわたるものを除く。以下同じ。)内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する行為等)

第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、改築、増築又は移転
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更(以下「宅地の造成等」という。)
- (3) 木竹の伐採
- (4) 土石の類の採取
- (5) 水面の埋立て又は干拓
- (6) 建築物等の色彩の変更
- (7) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)又は再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。以下同じ。)の堆積

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で、次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しない。

- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 国、新潟県若しくは本市又は都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

- (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であり、かつ、新築、改築又は増築後の建築物の高さが8メートル以下であるもの
- (5) 建築物の移転で、移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、改築、増築又は移転
  - ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
  - イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で、地下に設けるもの
  - ウ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
- (7) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (8) 次に掲げる木竹の伐採
  - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
  - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
  - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
  - エ 仮植した木竹の伐採
  - オ 第2項各号及び別表第1に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (9) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7号の宅地の造成等と同程度のもの
- (10) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その他これらに類するものの以外のものの色彩の変更
- (11) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートルを超えないもの
- (13) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- (14) 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
  - ア 建築物の新築、改築、増築又は移転
  - イ 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類する工作物以外のものの新築、改築、増築又は移転
  - ウ 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等
  - エ 高さが5メートルを超える木竹の伐採
  - オ 土石の類の採取で、その採取による地形の変更がウの宅地の造成等と同程度のもの
  - カ 建築物等の色彩の変更で、第10号に該当しないもの
  - キ 高さが1.5メートルを超える屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積
- (15) 次に掲げる事業又は業務の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。以下同じ。）のうち、高さが15メートル以下であるものの新築（イに掲げる業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。）、改築、増築又は移転
  - ア 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による認定電気通信事業
  - イ 放送法（昭和25年法律第132号）による一般放送の業務（有線電気通信設備を用

いて行われるテレビジョン放送の業務（同時再放送の業務に限る。）及びラジオ放送の業務（共同聴取業務に限る。）に限る。）

(16) 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 建築物の新築、改築、増築又は移転

イ 用排水施設（幅員が2メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

ウ 宅地の造成又は土地の開墾

エ 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行う択伐又は1ヘクタール以下の皆伐を除く。）

オ 水面の埋立て又は干拓

3 国、新潟県若しくは本市の機関又は次に掲げる法人（以下「国等の機関」という。）が行う行為（前項各号に掲げるものを除く。）については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(1) 独立行政法人都市再生機構

(2) 独立行政法人労働者健康福祉機構

(3) 独立行政法人水資源機構

(4) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(5) 独立行政法人環境再生保全機構

(6) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(7) 独立行政法人国立病院機構

（適用除外）

第3条 別表第1に掲げる行為については、前条の規定は適用しない。この場合において、これらの行為（前条第2項各号に掲げるものを除く。）をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

（風致地区の種別）

第4条 風致地区の種別は、第1種風致地区、第2種風致地区及び第3種風致地区とする。

2 風致地区の種別ごとの区域は、妙高市都市計画審議会条例（昭和44年新井市条例第27号）に規定する妙高市都市計画審議会の議を経て、市長が定める。

3 市長は、前項の規定により風致地区の種別ごとの区域を定めるときは、その旨を告示し、かつ、一の風致地区の区域を2以上の種別に区分した場合には、都市計画法第14条第1項に規定する計画図又はこれに準ずる図面にその種別ごとの区域を表示し、当該図面を公衆の縦覧に供しなければならない。

4 風致地区の種別ごとの区域の決定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

5 前3項の規定は、風致地区の種別ごとの区域の変更について準用する。

（許可の基準）

第5条 市長は、第2条第1項に掲げる行為で、次の各号に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

(1) 建築物等の新築又は増築（仮設の建築物等及び地下に設ける建築物等の新築又は増築を除く。）については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物にあっては、新築又は増築後の当該建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。）が、風致地区の種別ごとに別表第2建ぺい率の欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

イ 建築物にあっては、新築又は増築後の当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては、別表第2道路界後退の欄に掲げる限度、その他の部分にあっては、同表隣地界後退の欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

ウ 建築物にあっては、新築又は増築後の当該建築物の高さが、風致地区の種別ごとに別表第2制限建築高の欄に掲げる限度を超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

エ 建築物にあっては、当該建築物の形態及び意匠が、工作物にあっては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

オ 建築物にあっては、敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。

(2) 仮設の建築物等及び地下に設ける建築物等の新築又は増築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 仮設の建築物等にあっては、当該建築物等の構造が容易に移転し、又は除却することができるものであり、かつ、当該建築物等の規模及び形態が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等にあっては、当該建築物等の位置及び規模が新築又は増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 建築物等の改築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物にあっては、改築後の当該建築物の高さが改築前の当該建築物の高さを超えないこと。

イ 建築物にあっては、改築後の当該建築物の形態及び意匠が、工作物にあっては、改築後の当該工作物の規模、形態及び意匠が改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(4) 建築物等の移転については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物にあっては、移転後の当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が風致地区の種別ごとに、道路に接する部分にあっては、別表第2道路界後退の欄に掲げる限度、その他の部分にあっては、同表の隣地界後退の欄に掲げる限度

以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

イ 工作物にあっては、移転後の当該工作物の位置が移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件（ア及びウ（ア）に掲げる要件にあっては、周辺の土地の状況により風致の維持上これらの要件による必要がないと認められる場合を除く。）に該当するものであること。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、30パーセント以上であること。

イ 宅地の造成等に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(ア) 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土

(イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に重要であるものとして、市長があらかじめ指定したものの伐採

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウ（ア）に規定する切土又は盛土を伴うものにあつては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(6) 木竹の伐採については、木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと。

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（前号ウ（イ）の森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

(7) 土石の類の採取については、採取の方法が、露天掘りでなく（必要な埋戻し若しくは植栽をすること等により風致の維持に著しい支障を及ぼさない場合を除く。）、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(8) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(9) 水面の埋立て又は干拓については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うものであること等により行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(10) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地及びその周

辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を付することができる。

(許可に基づく地位の承継)

第6条 第2条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。この場合において、相続人その他の一般承継人は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(監督処分)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで、自らその工事を行っている者若しくは行った者

(3) 第5条第2項の規定により許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者

(立入検査)

第8条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない  
(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第10条 第7条の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第2条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第5条第2項の規定により許可に付された条件に違反した者

第12条 第8条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、10万円以下の罰金に処する。

第13条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

別表第1（第2条、第3条関係）

- (1) 高速自動車国道若しくは道路法（昭和27年法律第180号）による自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧（これらの道路とこれらの道路以外の道路（道路運送法（昭和26年法律第183号）による一般自動車道を除く。）とを連絡する施設の新設及び改築を除く。）又は道路法による道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 道路運送法による一般自動車道及び専用自動車道（鉄道若しくは軌道の代替に係るもの又は一般乗合旅客自動車運送事業の用に供するものに限る。）の造設（これらの自動車道とこれらの自動車以外の道路（高速自動車国道及び道路法による自動車専用道路を除く。）とを連絡する施設の造設を除く。）又は管理に係る行為
- (3) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (5) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項第1号、第2号イ若しくは第3号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第4条第1項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）
- (6) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為
- (9) 森林法（昭和26年法律第249号）第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (10) 国有林野内において行う国民の保健休業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 森林法第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (12) 土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (13) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為（水面の埋立て及び干拓を除く。）
- (14) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設（駅、操車場、車庫その他これらに類するもの（以下「駅等」という。）の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (15) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者が行う鉄道事業又は索道事業者が行う索道事業で、一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設（鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為

- (16) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷設（駅等の建設を除く。）又は管理に係る行為
- (17) 航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー又は通信設備の設置又は管理に係る行為
- (18) 気象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (19) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (20) 電気通信事業法による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 放送法による基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (22) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (23) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (24) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設又は管理に係る行為
- (25) 道路交通法（昭和35年法律第105号）による信号機の設置又は管理に係る行為
- (26) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (27) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (28) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は新潟県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (29) 鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

別表第2（第5条関係）

種別	建ぺい率	道路界後退	隣地界後退	制限建築高
第1種	10分の2	3メートル	1.5メートル	8メートル
第2種	10分の3	3メートル	1.5メートル	12メートル
第3種	10分の4	2メートル	1メートル	15メートル

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第3条妙高市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例第27条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

### (妙高市風致地区条例の施行に伴う経過措置)

2 市長は、施行日に風致地区の種別ごとの区域（以下この項において「区域」という。）を定めようとする場合において、その区域が施行日の前日において新潟県風致地区条例（昭和45年新潟県条例第25号。以下「県条例」という。）第4条第2項の規定に基づき定められていた区域と同一であるときは、第4条第2項の規定にかかわらず、妙高市都市計画審議会の議を経ることなく区域を定めることができる。

3 施行日以後に行われる第2条第1項各号に掲げる行為（その行為が施行日前に行われ、施行日以後も引き続き行われるものを含む。）に相当する行為について、施行日前に県条例第2条第1項の規定に基づき、新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成12年新潟県条例第8号。以下「県事務処理特例条例」という。）の規定により市長が行った許可は、第2条第1項の規定により市長が行った許可とみなす。

4 施行日以後に行われる国等の機関の行為（その行為が施行日前に行われ、施行日以後も引き続き行われるものを含む。）に相当する行為について、施行日前に県条例第2条第3項の規定に基づき、県事務処理特例条例の規定により市長に対して行われた協議は、第2条第3項の規定により市長に対して行われた協議とみなす。

5 施行日以後に行われる別表第1に掲げる行為（その行為が施行日前に行われ、施行日以後も引き続き行われるものを含む。）に相当する行為について、施行日前に県条例第3条の規定に基づき、県事務処理特例条例の規定により市長に対して行われた通知は、第3条の規定により市長に対して行われた通知とみなす。